

休業指示における就業規則の改正について 提案を受ける(6月9日)

その1

6月9日、JTSU-E本部は会社より「休業指示における就業規則の改正」についての提案を受けました。

提案内容

1. 休業の取扱いの追加

現在の就業規則では、日単位での休業を命ずる明文規定がないことから、東日本旅客鉄道株式会社就業規則(昭和62年4月社達第4号)に以下の条文を追加する。

(休業)

第123条の4 会社は、業務量の減少その他経営上の都合により、休業を命ずることがある。

(注) 休業を命じた場合の賃金は、賃金規程第126条の規定による。

2. 休業時の賃金の取扱いの変更

(1) 現在の賃金規程では、休業を命じた場合には休業1日における支給額を「平均賃金の60/100」としているが、6割以上の支給を可能にするため、賃金規程(昭和62年4月人達第8号)第126条第1項を以下のとおり変更する。

【現行】(休業等)

第126条 業務量の減少その他経営上の都合により休業を命ぜられた場合又は就業規則第141条に規定する就業制限を命ぜられた場合は、その期間1日につき平均賃金の60/100を支給する。

2 月の中途において、前項に規定する休業又は就業制限を命ぜられた場合はその前日までの、また、その者が出勤を開始した場合はその当日から、それぞれ基本給、管理手当等、都市手当、扶養手当、職務手当、技能手当及び別居手当を日割計算により支給する。

(2) 休業を命じた日については、賃金規程第144条の期末手当の期間率における欠勤期間を、会社が特に指定した場合を除くことがあることとする。

【改正後】(休業等)

第126条 休業等を命ぜられた場合の支給額については、次の各号に定められるとおりとする。

(1) 業務量の減少その他経営上の都合により休業を命ぜられた場合は、その期間1日につき平均賃金の60/100以上とする。

(2) 就業規則第141条に規定する就業制限を命ぜられた場合は、その期間1日につき平均賃金の60/100とする。

3. 実施期日

令和2年9月1日

※東日本旅客鉄道株式会社グリーンスタッフ就業規則(平成11年3月社達第23号)、東日本旅客鉄道株式会社テンポラリースタッフ就業規則(平成11年3月社達第24号)及び東日本旅客鉄道株式会社エルダー社員就業規則(平成20年2月社達63号)においても、同様に取り扱う。

その2に続く⇒